

「令和6年度教員の勤務実態調査結果」、「令和6年度教職員働き方改革アクションプラン取組状況調査結果」及び「教職員多忙化解消アクションプランⅡの総括」の概要について

平成29年度の「教職員多忙化解消アクションプラン」の策定に際して、県教育委員会が独自に教員の勤務実態調査を実施し、教員の時間外勤務時間等を把握した。その後は、毎年6月末から7月始めにかけて、同実態調査に加え、策定したアクションプランの取組状況調査を実施し、学校の取組状況を把握している。

2つの調査結果をもとに、アクションプランの実効性を高めるため、教職員多忙化解消プロジェクトチームを中心に進行管理の議論を行い、令和2年度には「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」に改定し、令和5年度には目標も含めて抜本的に見直して「教職員働き方改革アクションプラン」を策定した。

今年度は、勤務実態調査と取組状況調査の2つの調査に加え、前プランの「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」の成果と課題を整理するとともに、現プランの改定の方向性について示した。概要については次のとおりである。

1 令和6年度 教員の勤務実態調査結果について

(1) 「仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合」について（P3）

「教職員働き方改革アクションプラン」において「80%以上」を新たに目標として掲げていることから、今年度初めて調査した。

両立できていると「感じる」「やや感じる」割合は、校種別の全体では小学校 57.5%、中学校 44.1%、高等学校 49.1%、特別支援学校 59.6%となっており、中学校と高等学校が50%に届いていない。また、全校種において約20%が「どちらとも言えない」と回答した。

(2) 「月80時間超の時間外勤務を行っている教員の割合」について（P5）

校種別の全体では、小学校 8.6%、中学校 27.9%、高等学校 13.8%、特別支援学校 3.1%となっており、中学校の割合が非常に高い。

職種別では、「養護教諭」が全校種で0%となったものの、「副校長・教頭」は、小学校 39.3%、中学校 58.6%、高等学校 17.4%、特別支援学校 14.6%となっており、全校種、特に小中学校において割合が高い。

(3) 1日あたりの学内勤務時間 1週間あたりの学内総勤務時間について（P7・8）

平成29年度以降、全校種において全体的に減少傾向にある。

令和5年度との比較では、「1日あたりの学内勤務時間（平日）」については、「副校長・教頭」においては全校種と中学校以外の「主幹教諭・教諭」において減少した。一方、「1日あたりの学内勤務時間（土日）」については、小学校の「主幹教諭・教諭」で微増している。また、「1週間あたりの学内総勤務時間」は、小学校及び中学校「主幹教諭・教諭」において微増した。

(4) 休憩時間について（P14）

令和5年度に初めて調査し、今年度2回目の調査である。

全校種・職種において休憩時間に十分に休憩できていない。令和5年度との比較では、小学校及び中学校において実際に休憩できた時間が短くなった。特に、高等学校以外の「教諭等」及び「講師」においては、実際に休憩できた時間は20分未満と非常に短い。

(5) 正規の勤務時間外で行った部活動・特設部活動の時間について（P16・17）

平日については、中学校において5割以上の「教諭等」が1時間20分、高等学校

においては約4割の「教諭等」が1時間10分、平日の正規の勤務時間外に部活動を行っている。大会や練習試合等が行われる土日については、中学校において約3割の「教諭等」が3時間45分、高等学校においては約2割の「教諭等」が約4時間30分、正規の勤務時間外に部活動を行っている。

2 令和6年度教職員働き方改革アクションプラン取組状況調査結果について

(1) 教育・校務のDX化の推進

「会議のペーパーレス化が進んでいる」と回答した学校の割合は、小学校79.5%、中学校85.7%、高等学校95.1%、特別支援学校100%。(P6)

(2) 県教育委員会が発出するメールの学校現場への配慮(県立学校のみ)

今年度6月から試行を始めた「県教育委員会がメールによる文書発出方法の見直しは、文書処理業務の負担軽減になっているか(※)」について、「とてもなっている」「なっている」と回答した学校の割合は、高等学校49.4%、特別支援学校56.0%となった。(P11)

※県教育委員会の共有のクラウドサービスを活用し、文書内容に応じて、メール転送のみや共有フォルダへの保存のみ等、発出方法の見直しを始めている。

(3) 持続可能な部活動運営

「部活動休養日(高等学校:平日1日及び土日いずれかを月2日以上 中学校:平日週1日及び土日いずれかを週1日以上)を遵守」できたと回答した学校の割合は、小学校100%、中学校98.1%、高等学校72.2%、特別支援学校92.9%となっている。また、「部活動練習時間上限(平日2時間、学校の休業日3時間)を遵守」できたと回答した学校の割合は、小学校92.6%、中学校98.1%、高等学校60.8%、特別支援学校92.9%となった。他校種と比較して、土日に大会が設定されることが多い高等学校において、いずれも遵守できている割合が低い。(P12・13)

(4) 地域・保護者への理解の醸成

「地域の方々や保護者と連携を深めながら教職員の働き方改革に資する取組を行っている」と回答した学校の割合は、小学校73.1%、中学校61.5%、高等学校40.7%、特別支援学校36.0%となった。(P14)

(5) 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定

各学校が「設定した解錠時刻」で最も割合が高かった時間帯は、中学校を除いて「7:00~7:14」で、小学校37.8%、高等学校55.3%、特別支援学校62.5%となっている。中学校については31.3%が「7:15~7:29」に設定している。また、「設定した施錠時刻」で最も割合が高かった時間帯は、中学校を除いて「19:00~19:14」で、小学校59.5%、高等学校54.9%、特別支援学校50.0%となっている。中学校については37.5%が「20:00~20:14」に設定している。(P15・17)

3 教職員多忙化解消アクションプランⅡ(令和3年度~令和5年度)の総括について

(1) アクションプランⅡの目標達成状況について(P1・4)

「時間外勤務時間月80時間超の職員の割合0%」については、1(2)で触れたとおり、小学校8.6%、中学校27.9%、高等学校13.8%、特別支援学校3.1%で、全校種でプランの目標達成には至らなかった。一方、職種別では、全校種の「養護教諭」は目標を達成することができた。

「時間外勤務時間月45時間超の職員の割合 令和2年度比3分の1」については、小学校は目標値15.5%に対して47.0%、中学校は目標値23.6%に対して64.3%、高等学校は目標値15.4%に対して39.9%、特別支援学校は7.7%に対して21.8%で、全校種において、プランの目標を達成には至らず、目標値との開きも大きかった。

なお、ビフォーコロナの令和元年度調査の3分の1を参考目標値とした場合、参考目標値との開きは依然として大きいものの、全校種で割合は減少しており、プランの

取組の成果は見取ることができる。

(2) 多忙化解消に効果があった上位5つの取組について (P7)

「夏季休業中における学校閉庁日の設定」及び「スクール・サポート・スタッフの配置」を選択した教職員の割合は、全校種で上位5番目以内となった。また、「設定された部活動練習時間の徹底」及び「設定された部活動休養日の徹底」を選択した教職員の割合は、中学校・高等学校・特別支援学校においていずれも上位3番目以内となった。「児童・生徒の一斉下校日の設定」を選択した教職員の割合は、小学校・中学校においていずれも上位5番目以内となった。

(3) 教職員の多忙化解消は進んだと思うかについて (P11)

「あまり思わない」「思わない」を選択した教職員の割合は、小学校 58.4 %、中学校 65.0 %、高等学校 71.4 %、特別支援学校 52.3 %となった。

(4) まとめ (P11・12)

長時間勤務は正による教職員の心身の健康の保持や児童生徒と向き合う時間の確保、積極的な自己研鑽の時間の確保等によって、質の高い教育活動を展開し、学校全体の教育力を高め、児童生徒の健やかな成長と自己実現に資するとするプランの目的が達成されたとは言えない。

制度的な改善、人的な支援、ソフト面の支援と、多角的な取組がバランスよく評価された点を踏まえながら、効果があったと評価された取組や定着した取組については、その内容をさらに工夫してより効果を高めていく。一方、1及び2の調査結果も踏まれば、解錠・施錠時刻とも関係する教頭の負担が大きい点、部活動の休養日・活動時間上限の設定を評価されている反面、休養日と活動上限時間が遵守できていない点、地域・保護者への理解の醸成がなかなか進んでいない点等、課題が大きく、さらに踏み込んだ取組が求められるものがあることが明らかになった。

4 教職員と児童生徒のwell-beingの実現を目指して

「教職員多忙化解消アクションプラン及びプランⅡ」により、依然として課題は大きいですが、教職員の多忙な状況は徐々に改善へと向かっている。令和6年度から令和10年度を取組期間として新たに策定した「教職員働き方改革アクションプラン」のサブタイトルは、「みんなで 変えよう！ 変わろう！ 子どもたちの未来のために」であることから、今後は、これまでの成果と課題を糧に、各学校、教育委員会及び連携団体が、それぞれの立場で、主体的かつ協働的に取り組みを進めることが肝要である。

新プランがより実効性の高いものとなるよう、各種調査結果やヒアリングに基づいて取組内容及び実施方法等を見直し、各学校における「学校の在り方変革」への伴走支援を、教育委員会と連携団体が協働して進めることにより、児童生徒の健やかな成長と自己実現のため、教職員が本来行うべき業務に集中し、仕事と私生活を両立させ、やりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境の構築を図ってまいる。

(問い合わせ先) 教育庁職員課 主幹兼副課長 渡辺隆博
[電話] 024-521-7781・7789 [内線] 5162・5147